

令和2年度第11回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年12月10日(木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時28分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩 指 久	出席			
	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	野口 孝志	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	13番	秦野 勝仁		14番	板 秀 樹	
	出席 事務局 長補佐 潮 真也 事務局 員 田邊 操枝 産業課 課長補佐 本田 秀和					
傍聴人						

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明書の交付について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
第5号	農用地利用配分計画の意見照会について
第6号	B判定農地における特別委員会の判定結果について
報 告	(1) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について
その他	(1) 令和3年作業標準労働賃金策定協議会の委員について
	(2) 農地利用意向調査について
	(3) 利用権設定等申出書・農用地利用集積計画書について
	(4) その他(特別研修会・女性協議会研修会等について)
	(5) 令和2年度第12回南部町農業委員会総会日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長補佐	ただいまより、令和2年度第11回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は12月議会対応の為に局長は欠席ですので、農業委員会事務局局長補佐の私が進行致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願い致します。
2. 挨拶	会長	—省略—
3. 議事録署名委員及び書記の指名	局長補佐	南部町農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、13番 秦野 勝仁委員、14番 板 秀樹委員、書記につきましては田邊操枝職員にお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	議案第1号、農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 1,432㎡ 合計：田 1筆 1,432㎡ 譲渡人： 耕作面積； ㎡ 譲受人： 耕作面積； ㎡ 贈与 (備考) から が贈与で取得し利用するための申請である。 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件を満たしている。 親子間の贈与です。 さんの農地は、ほとんど の方にありますが飛び地で にありました。この農地では今年は白ネギを作っておられましたが、本人が高齢の為に息子に譲って引き続き白ネギを作られると聞いています。
	議長	ただ今、提案者より提案がございました。これについて質疑を受けたいと思います。
	田邊委員	現地調査報告はありませんか。
	議長	3条は現地調査報告を行いません。本日現地を見られた方から、ご意見を伺いたいと思います。
	田邊委員	今日の午前中に現地を見させていただきました。猪が入って、猪が田んぼを耕している状態でした。それから産廃物がありました。はで木、はで木に使う竹などが置いてあり、保留ではないかとの話が出ました。総会に出されるのであれば、地元で農業委員さんがおられるわけですから、リーダーシップをとられて産廃物など無い状態で上げていただきたいと思います。申請を認めようと思っても、産廃物が置いてある状況では認めにくいと思います。それぞれの地区に農業委員がおられるわけですから、責任を持ってきちんとした形で出していただきたいと思います。猪が耕した跡はありましたが、何もされていない状況で農業委員会に出されて良いのか特

	に感じましたので、今後、私も含めて責任を持ってこの様な事がないようにしなくてはいけないのではと思いました。
議長	ありがとうございます。
市川 職務代理	<p>3条の所有権移転のつもりで現地に行きました。はで木が壊れて、それを片付ける為の一時置場であるとの説明を受けました。田邊委員がおっしゃるように田全体にはで木があり竹なども置いてありました。</p> <p>3条の意味が、例えばAさんからBさんに所有権を移転するということは、Aさんは、Bさんが即耕作できる状態で渡すという判断で我々は今までできておりました。過去に、もう自分は耕作しないということでAさんからBさんに渡されたが、実際に担当委員さんが現地を見られたら雑種地のような状況で、到底耕作できる状態での所有権移転ではなかったことが後から判明したことがありました。所有権移転された時に、本当に農地を農地守れるだろうかというようなことから、3条も現地調査を行うようになった経緯がございます。</p> <p>今日現地に行きまして、過去の例にあてはめましても、即耕作ができる状態ではなく産廃置場のような状況でした。即耕作ができるような状態ではないので3条は認めないという判断を致しました。親子間といえども、農地を農地として守れる状態で渡されないといけないのではないかという話を現地で行いました。現地確認の中で保留ということができましたので、決をとっていただきたいと思います。</p>
議長	庄倉委員さんも現地確認をされていますので、ご意見を伺いたいと思います。
庄倉委員	私も今日一緒に現地確認を致しました。行って驚いたのは、田邊委員が言われたように、すごく猪が荒らしていました。先般まで白ネギを作られていたということで田の状態ではありましたが、はで木小屋を壊されて、それが全部山積みにされて散らかし放題の状況で、すぐには農地として使えない状態でした。市川代理が言われるように、きちんとした状態で農地を渡すことが本当ではないかと思いますので、私も保留に賛同しました。
議長	糸田委員さん、何かございましたら答弁を願いたいと思います。
糸田委員	本日現地を確認していただきまして、色々な御意見を頂戴致しました。私も関係上相談を受けていまして、はで木小屋が壊れて、まだ整理されていないことは承知していました。今日皆さんに見ていただいたとおりですので、これから、すぐに耕作ができるような状態にさせていただくように指導していきたいと思っています。
議長	会長の意見としては、きちんとした形で3条申請をされるのが当然のことであって、そうでなければ総会まで上げてはいけないし、受け付けをしてはいけない。以前にもありました。きちんとした申請をして欲しいです。農業委員、最適化推進委員の方々は、農地を指導する立場ですので、この様な事はあってはならないと思うわけです。議事録がありますからあえて申しますが、機能を果たしてないということがないように十分に気をつけていただきたいと思います。我々は推薦を受けて出てきています。十分に勉強をして笑われることがないようにしていただきたいと思います。事務局も十分に現地を確認して、ダメだと思ったらはっきりと言ってください。言いにくければ、会長に言ってください。このような事が

	<p>パネルの向きについては、この図のように南側に設置されるということです。</p> <p>周辺の状況は、周辺に住宅などはなく、太陽光パネル設置での影響はないと思われます。フェンスについて 7 ページをご覧ください。図のようなフェンスで周囲を囲われるそうです。周囲の同意も取ってあります。</p> <p>以上のことを踏まえて、転用は妥当と判断いたしました。私からの説明は以上ですが、何分不慣れなものですから、庄倉委員から補足をお願いしたいと思います。</p>
議長	捕捉などありましたら庄倉委員お願いします
庄倉委員	<p>黒木委員が十分な説明をされましたので、少しだけ捕捉をします。図面の 4 ページを見ていただきますと、<input type="text"/>は<input type="text"/>の土地です。<input type="text"/>が<input type="text"/>の土地で、<input type="text"/>は遊休農地で草が生えている状況です。<input type="text"/>の<input type="text"/>の所は耕作がしてあり、白菜、大根が植えてありました。</p> <p>周囲の同意を得ておられるということなので、問題はないかと思いません。ここは法勝寺川の直ぐ下になりますので、砂地ということで大体の雨水は地下浸透するのではないかと思います。説明にありましたような溜枡が埋けられますので問題はないかなと思いました。以上、補足です。</p>
議長	ありがとうございました。ただいまから議案第 2 号につきまして、質疑を受けたいと思います。
糸田委員	<input type="text"/> が畑地を賃貸借で借りられて太陽光の設置をされるということですが、本来なら所有権移転でされるべきではないでしょうか。
局長補佐	契約書を提出いただいています。賃貸借期間は 20 年という記載になっています。
糸田委員	賃貸借料は当然発生すると思いますが、いくら分かかりますか。
局長補佐	年間 <input type="text"/> 円です。
庄倉委員	<input type="text"/> に確認しましたところ、最初は売買でお願いしますということだったそうですが、途中から <input type="text"/> より、土地は所有したいという申し出があり、賃貸借という形になったそうです
糸田委員	20 年の賃貸借は本当にそれが妥当かどうか分かりませんが、太陽光というある意味半永久的なもので、私はあまり妥当ではない気がします。
議長	<p>太陽光は 20 年ぐらいが耐用年数ということで、処理代、産廃の費用等きちんとしたものを積立てていただいています。20 年がひとつの区切りになっています。太陽光の発電につきましては、平成 2 年 4 月から F I T 法という法律の中で物事がなされています。</p> <p>賃貸借がおかしいといわれますが、それは人によって、その価値観の違いがあると思います。我々は賃貸にきなさいとか、売買きなさいということではなくて、適切なものがきちんと出ていけば、審議をして是か非か決めていくというのが農業委員会の役目ですので、賃貸が良いとか悪いとかいうのは農業委員会でやることではないと思います。適切な申請が出されて、審議をされて、特に太陽光につきましては併せ許可ですので経済産業省が許可を出し、そして農林水産省の許可を出して、二つの許可が要るということです。今年の 4 月から F I T 法も加わっています。太陽光については十分に皆さん方も勉強をしていただきたいと思います。事務局は十分に勉強していますので捕捉があればお願いします。</p>
潮補佐	先ほど会長から F I T 法ということをおっしゃられました。この F I

		されました。
議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	議案 4 号 『農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。件数が多いですので、事前にお配りしていますので省略できるところは簡単をお願いします。
	市川 職務代理	申請者の名前、農地、期間だけで良いと思います。
	局長補佐	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。 【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 5～17 頁)】 整理番号 123 番～152 番 設定を受ける者： 19 名 設定をする者 : 26 名 設定をする土地： 46 筆 計 83113.6 m ² 農地中間管理権を取得する場合 整理番号 396 番 設定を受ける者： 1 名 設定をする者 : 1 名 設定をする土地： 筆 計 3558 m ² 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。
	議長	このことについて質疑を受けます。
	庄倉委員	130 番、131 番についてお尋ねします。耕作者も所有者も の方で、から来られて耕作されるようですが、今まではどのような管理をされていたのですか。それから と の関係を教えてください。
	局長補佐	が本家で、 が分家とお聞きしています。両者ともに以前は に住んでおられましたが、道路工事の際に に移転をされたケースです。農地は にあります。今までは が作業委託で管理されていたようですが、来年度からは利用権設定をされるということで新規で上げさせていただいています。
	議長	他に補足がありましたらお願いします
	野口委員	は以前から委託を受けて 地区の耕作をされています。今までは利用権設定をされずに受けておられましたが、この度申請されることになったということです。15 年位前に から に出られました。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	私から一点お聞きします。 は同じ耕作者、場所も で同じですが、賃借料が と になっています。その違いは何ですか。
局長補佐	この筆に関しましては、平成 21 年頃から借りておられて、既に 10 年以上が達っていて今更金額を変える気持ちはないとのことでした。	

	議長	利用権設定の担当者から補足があればお願いします。
	事務員	賃借料については受付の際に確認しています。両方の筆とも10年以上前から借りておられますが、借り初めの時期が多少ずれていて、その関係で金額が違うそうです。長い期間この金額で契約をしているので今更変えることは現時点で考えていない、この金額でお願いしたいということでした。
	議長	分かりました。 他にございませんか。議案4号についてご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案4号『農用地利用集積計画案の決定について』は議決承認されました。
		休憩（14：25～14：35）
		（本田課長補佐入室）
議案第5号 農用地利用配 分計画の意見 照会について	議長	再開します。 議案第5号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。提案者より説明をお願いします。
	本田産業 課長補佐	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農用地利用配分計画（案）を作成しましたのでご審議をお願いします。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書18～19頁）】。 配備計画については以上でございます。よろしく申し上げます。
	議長	議案第5号につきまして、質疑を受けたいと思います。
	作野委員	17ページの利用権設定では期間が令和3年1月1日から令和13年1月31日までの10年1ヶ月となっていますが、配分計画では令和3年2月1日から10年となっています。間違いではないですか。
	本田産業 課長補佐	今回の配分につきましては中間管理事業ということで、中間管理機構を通すことになっています。今回、集積計画をご承認をいただきましたら、集積計画の告示を行いまして、告示が完了しましたら、から機構に貸付けをしていただきます。機構が配分という形でに貸付けをするまでに手続上1ヶ月要します。さんが10年間借りられるには1ヶ月余計に地権者さんから借りる必要がありますので、地権者さんから機構に対して10年1ヶ月貸出していただいて、1ヶ月間は機構から耕作者さんに貸し出す期間ということで余分に1ヶ月をとっています。逆に、機構に10年間という期間になりましたら、地権者さんからは9年11か月という期間になります。昨年からは1ヶ月の手続で済むようになりましたが、それまでは2ヶ月ちょっと必要になっていた時期もございましたので、短縮されています。以上でございます。
	作野委員	分かりました。
	議長	議案第5号についてご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	意義なしと認め、『議案第5号農用地利用配分計画の意見照会について』は議決承認されました。 それから、先般、質問しました内容の回答をお願いします。
	本田産業 課長補佐	11月の総会におきましての配分計画についてご審議をいただきました。その際にの飼育についてご質問いたしていました。本日、調

	<p>査をした内容を御報告させていただきます。</p> <p>まず、の今の飼育頭数は、雄が頭、雌が頭、去勢したものが頭、合計頭ということでした。は最終的には食用の肉にされると伺っていましたが、どのようにされているのかお聞きしましたところ、鳥取県食肉センターに解体を依頼されているということです。処理されたは業者が買取りまして、業者から市場に流通させるとお聞きしています。ちなみに、の手数料は大体1頭が円から円程度、個体の大きさによって値段が変わるということですので、その程度の手数料を支払いされていると伺っています。</p> <p>それから、をどのくらいの価格で業者が買い取ってくれるかについてですが、概ね1頭あたり円程度ということですが、ご自身がの飼育を始められた際に色々調べられて、大体1頭あたり円程度で売れるのではと思われたそうですが、この1頭あたり円という金額はの有名な牧場で飼育されたの値段で、自分のところは円程度だということをおっしゃっておられました。昨年度、頭出荷されたそうです。金額にして単純計算で円前後ということでした。今年度は出荷されていないとお聞きをしています。</p> <p>それからの餌ということで配分計画をご提案させていただいてますが、餌の配合についてもお聞きしています。くず米やくず大豆にミネラル等々を入れた農耕飼料と牧草などの粗飼料、農耕飼料1に対して粗飼料9の割合でされているということでした。ただ、生育途中の大きくしていく段階では農耕飼料の比率を2として粗飼料8に比率を変えておられると伺いました。</p> <p>現在農地の活用状況についても少しお聞きをしています。飼料用作物の栽培につきまして、配分を受けて農地を借りて作っておられますが、イタリアンを2.3ヘクタール、それからST1は0.82、WCSが0.12という配分で作っていると伺っています。その他、水稻、畑作で合計で0.8ヘクタールを自家消費用に作られていると聞いています。</p> <p>それからの譲渡と売買の免許について会長より御指摘がございました。そのことについて調べましたところ、の実際の売買については、先ほど申し上げましたように、食肉センターで解体をして、業者さんを通じて市場に流している。個体の売買をメインでされていないとお聞きしています。過去に個体を譲渡したケースがあるということはお聞きしましたが、この場合については原則免許は要らないということでした。農家の方が生産された個体を販売譲渡する場合は基本的には家畜商の免許は要らないということです。ただ、家畜を仕入れて他者に販売する場合には家畜商の免許が必要になるということですので、仮に農家さんであったとしても、別の方が肥育された個体を仕入れられて、第三者に売られる場合は免許を取得していただく必要があるということですので。県の畜産課と日本家畜商協会の方にもお話を伺いましたら、そのような回答でした。の場合は家畜商法という法律に抵触するような事案ではなかったということが分かりましたので報告をさせていただきます。個体で売買をされて売上げをされるということは基本されていないと伺っています。以上です。</p>
議長	皆さん方からお聞きになりたいことはございませんか。

	亀尾委員	これは出荷月齢では何か月ぐらい。
	議長	もと で月齢が違います。 以上になったら 、それ以下が です。 の方が高いです。月齢によって違います。
議案第 6 号 B 判定農地における特別委員会の判定結果について	議長	議案第 6 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』上程いたします。提案から説明を求めます。
	局長補佐	議案第 6 号、B 判定における特別委員会の判定結果について説明いたします。既にお配りしています別添資料をご覧ください。この資料に基づいて、本日、午前 9 時より特別委員会による現地調査を行いました。 について現地確認を行いました。1 番から 7 番が 、 8 番から 18 番までが です。詳しくは担当の委員の方々から説明をお願いします。
	議長	現地報告を、 については庄倉委員さん、 については井上委員にお願いします。
	庄倉委員	の図面をご覧ください。場所は、先ほどの の所から に向かって右側に入った山の下です。20 年くらい前から柿木などが植えてあり、今もそのまま植っていますが、苔むして実を取った形跡ありません。山林化になっている所もありますし、どう見ても農地としては認められない、地目変更は仕方がないと思いました。
	井上委員	の方を報告します。場所は、県道から の方に橋を渡ってから、住宅と反対の右に曲がり山に向かってずっと上がった所です。8 番から道路の右側にある所、それから 18 番の地番が という所ですが、ほとんど完全に山林と一体していて、山林化している状態です。それから、少し上に上がりまして 13 番と 17 番、 ですけど、こちらも原野化してしまっていて、かなり雑草が生い茂っている状態で農地に復元するのは不可能と判断しました。奥の 14 番は原野化をしまして、それから 15 番も山の状態になっている状況です。完全に農地として使えない状態だと思えます。以上報告です。
	議長	ただいま、両名の方より現地報告がありました。皆さんからの質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	原案どおり地目変更をさせていただきたいと思えます。
5. 報告事項 (1) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について	議長	報告事項『(1) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	【『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について』 朗読及び説明（議案書 20 頁）】 こちらは町発注の工事で、農業用水の改修工事伴い仮設現場事務所及び資材置場として一時転用するものです。工期は 12 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までということです。町の公共工事で、賃借料は 10 アールあたり 円、全体で 円と聞いています。 平成 年の豪雨災害の際に暗渠の蓋下がめくれて、しばらく改修工事が行われていませんでしたが、この水路を管理している から町に行政要望を出されたところ、このたび補助を受けられることになり建設課のほうが改修工事を行うものです。
	議長	何かお聞きになりたいことはございませんか。

		(質問、意見等なし。)
	議長	ないようですので報告を終わります。
6. その他 (1) 令和3年作業標準労働賃金策定協議会の委員について	議長	その他『(1) 令和3年作業標準労働賃金策定協議会の委員について』説明をお願いします。
	局長補佐	資料1をご覧ください。参考に令和2年の協定額を付けています。毎年1月に、その年の農作業標準労働賃金をご協議していただいています。当日配付資料として、令和3年作業標準労働賃金策定協議会委員名簿(案)を配付していますが、こちらは協議会規則によりまして各委員さんに出席いただいています。各委員さんにつきましては議長より説明をお願いします。
	議長	委員選出につきましては、事前審査の中で、市川職務代理とも色々協議をして決めました。以前は利益相反の方が随分出ておられていて多数決で決めるとどうしても偏りが生じました。今回は、色々な方を選びましたので、この案の委員で一任をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。このことにつきまして何かございましたら受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	一同	はい。
	議長	この委員でお願いしたいと思います。会の詳細について事務局より説明をお願いします。
	局長補佐	令和3年1月20日、午前10時より、天萬庁舎2階会議室にて開催を予定しています。御協力よろしくお願い致します。
	議長	委員の方にはご足労をおかけしますが、よろしくお願いいたします。
(2) 農地利用意向調査について	議長	農地利用意向調査について提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	資料2をご覧ください。遊休農地における利用の意向についてということで毎年提出していただいています。 お手元に各委員さん別にファイルをお配りしています。8月から10月にかけて農業委員さん、推進委員さんに遊休農地のパトロールをしていただき、ご報告いただいたものをまとめたものです。このファイルの記載に基づき意向調査をお願いしたいと思います。意向調査をしていただき、令和3年1月29日金曜日までに事務局までに提出をお願い致します。 ファイルをはぐっていただきますと、右側に令和2年度調査状況の欄があり、皆さんからのパトロールの報告を記載しています。その隣の欄に令和2年度意向調査の欄があります。斜線がある筆については意向の確認の必要はありません。黄色に塗りつぶされた部分があります。この農地は、本年度の調査において新規で農振地域に該当します。ルールどおりで進めていきますと、中間管理機構などに希望されないということになりますと課税対象ということになります。資料2に詳しくそのことが書かれていますので読み上げさせていただきます。資料2の1番裏面の遊休農地への課税強化についてご覧ください。 “平成29年度の固定資産税から遊休農地への課税強化が始まりました。遊休農地所有者が農地中間管理機構への貸付けの意向も示さず放置したままにしていると、農業委員会が農地中間管理機構と協議する勧告を行います。この勧告の対象となった農地は翌年1月1日から固定資産税の評価額が1.8倍となります。ただし、貸付意向を示したのに機構が借りない場合などは課税強化は行われぬ。”となっています。黄色い部

		<p>分については、資料2の“農地における利用の意向について”を渡されて事務局まで提出をよろしくお願い致します。黄色に塗りつぶしていない白い部分については、こちらのファイルに直接意向を聞かれた内容を記載してください。</p> <p>こちらの農地利用の意向調査につきましては、以前から御案内してあります最適化交付金の対象となります。活動記録簿に意向調査の内容を書いて提出していただきましたら、年度末にまとめてお支払いできるように考えています。ただ調査表を持って行かれて書いてくださいというだけでは対象になりません。対象になるには、必ず委員さん方が、今後、この農地をどのようにされるかなどの相談を受けられて初めてこの最適化交付金対象になりますので御留意いただきますようお願い致します。1日に何件か訪問されることがあると思います。その場合の活動記録ですが、件数ごとではなく1日を1枚に複数の訪問の内容を書いていただくとありがたいと思っています。書ききれない場合には2、3ページにわたっても良いですが、なるべく1枚になるようお願い致します。本日、活動記録簿の用紙を10数枚お配りしておりますのでご活用ください。また、白い部分の農地についても、中間管理機構に新たにしたいという希望がありましたら、“農地における利用の意向について”を出していただく必要がございますので、重ねてお願い致します。</p>
	議長	何かお聞きいただいたことがありましたら受けたいと思います。
		(質問、意見等なし。)
(3) 利用権設定等申出書・農用地利用集積計画書について	議長	『(3)利用権設定等申出書・農用地利用集積計画書について』説明をお願いします。
	局長補佐	<p>資料3をご覧ください。1枚目は更新の対象農地の案内、2枚目以降に利用権設定申出書と計画書、更新の際の留意点、申請書の記載例を付けています。こちらの方が、お配りしている封筒に入っています。農業委員さん推進員さんに手分けして配っていただきますが、所有者さんに渡される際には相談を受けていただきたいと思います。こちらの方も、先ほどの遊休農地の利用意向調査と同じく相談を受けられましたら活動実績になりますので、活動記録の提出をしていただけたらと思います。こちらも、どのような相談内容だったのか詳しく書いていただいて初めて対象になりますのでご協力をお願い致します。また、初めての委員さんの方もいらっしゃいますので2人で行かれた場合は、それぞれに活動記録を書いて出していただけたら対象になります。こちらも、何件か行かれたら1枚にまとめていただきますようお願いいたします。</p> <p>こちらの利用権設定は全て令和3年3月31日に期限がくるものです。令和3年2月19日までに農業委員会事務局まで提出をお願いするものです。</p>
	議長	このことについて何かございますか。
	庄倉委員	受け手を変更したい場合はどうしますか。
	事務員	お配りしています利用権設定の申請書をご覧ください。2枚で1セットです。申請書の上の方に利用権の設定を受ける者として、現在の耕作者名が印字してあります。変更の場合は、今までは下の欄の変更欄に新しい耕作者を記入していただいていたのですが、最近、これは個人情報上問題があるのではという指摘を受けました。ですので、耕作者が変わる場合は新しい申請書に新たに書いて提出していただくようお願いいたします。下の欄

		の所有者についてですが、例えばお父様が亡くなられて息子さんの名前に変えられるなどは、今までどおり下の変更欄に新しい方の名前を記入してもらってください。
	庄倉委員	新しい申請書を出してもらう場合に印字はしてもらえますか。
	事務員	すみませんが、新しく申請されます場合は直筆で書いていただきますようお願いいたします。
	糸田委員	これは所有者さんに渡すのですか、耕作者へはどうなっていますか
	局長補佐	耕作者さんには、資料 3 の 1 枚目の“期間満了案内”を事務局から直接郵送しています。
	糸田委員	所有者さんに申請書類を配るとのことですね。
	局長補佐	はいそうです。
	議長	他にありませんか。
		(質問、意見等なし。)
(4)その他(特別研修会・女性協議会研修会等について)	議長	その他の『特別研修会・女性協議会研修会等について』説明を願います。
	局長補佐	<p>去る 11 月 19 日に倉吉未来中心にて開催された令和 2 年度農業委員会特別研究会に南部町から会長を含めた 5 名の委員さんに御出席いただきました。ありがとうございました。今回はコロナ対策の為、全県下の農業委員会の代表者が参加したわけですが、皆さんに見ていただきたいということで、その研修内容を録画した DVD が各農業委員会に配布されるということです。実施日は未定ですが、DVD の鑑賞をもって研修会を開催したいと考えています。</p> <p>2 点目です。全国農業委員会女性協議会というものがございまして、その研修会が東京都で令和 3 年 1 月と 3 月に開催される予定ですが、鳥取県農業会議女性協議会で検討されまして、この東京出張は中止となりました。その代わりに東京都で開催される予定の研修会の内容の DVD を鑑賞する研修会が令和 3 年 1 月 28 日木曜日午後 1 時 30 分からセントパレス倉吉で開催されます。3 名の女性委員さんには本日案内文書をお配りしていますが、参加していただきますようお願いいたします。</p> <p>次回の B 判定農地における特別委員会は 12 月 18 日金曜日を予定しています。特別委員の皆様には事前に資料を配付させていただいています。当日、午前 9 時に事務局までご集合いただきますようお願い致します。</p>
	議長	皆様よりお聞きしたいことはございませんか。
		(質問、意見等なし。)
7. 令和 2 年度第 12 回農業委員会総会の日程について	議長	令和 2 年度第 12 回南部町農業委員会総会は、令和 3 年 1 月 7 日(木)に開催します。
	田邊委員	<p>秋の収穫祭及び歓迎会決算布告。</p> <p>本日、有志による親睦会を開催。</p>
8. 閉会	議長	これにて令和 2 年度第 11 回南部町農業委員会総会を閉会します。